

20230222関東第60号
令和5年4月1日

小山市長

関東経済産業局長



導入促進基本計画に係る同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和5年3月13日付けをもって協議のあった導入促進基本計画については、法第49条第3項の規定に基づき同意する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小山市は、東京圏からわずか 60km の、新幹線が停車する鉄道、国道ともに交差する交通の要衝にあり、その優位な立地利便性を最大限に活かした「人と企業を呼び込む施策」を展開しており、新規工業団地の造成・誘致促進を図ることにより、産業の振興と雇用拡大を図ることとしている。

一方、工業を取り巻く環境は、若者の製造業離れや技術者の高齢化、急速な情報通信技術の発達やグローバル化の進展等の社会構造が大きく変化しており、とりわけ本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来は、経済活動の縮小や税収の減少、行政サービスの低下等深刻な影響を招くことが危惧されている。

このような危機を回避するため、国の進める地方創生と連動し、平成 27 年 10 月に策定した「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本戦略の第一として「産業の振興による雇用の創出」を掲げたところであり、今後さらに「人と企業を呼び込む施策」を継続・強化することにより、将来にわたる持続的な発展を堅持していくこととしている。平成 28 年 3 月には、その基本戦略を実現するための具体的な工業振興施策を示した「第二期小山市工業振興基本計画」を策定した。

ここで、小山市の人口構造について述べる。1930(昭和 5)年以降、人口は一貫して増加してきたが、国立社会保障・人口問題研究所(以降、社人研)推計では 2015(平成 27)年の推計人口 165,834 人をピークに緩やかな減小傾向に転じると推計されている。一方、市の毎月人口推計では、2018(平成 30)年 6 月 1 日現在で 167,639 人となっており、社人研推計を上回っている。

就業年齢時(20~24 歳)が転出超過となっている。また、0~4 歳および 25~34 歳が転入超過となっていることから、子育て世帯の転入が多いことが考えられる。就業年齢の転出超過が小山市の課題であると言える。

続いて、小山市の産業構造について述べる。小山市の 1 次産業の割合は 1.4%(栃木県 2.2%)、2 次産業の割合は 45.8%(栃木県 55.6%)、3 次産業の割合は 52.8%(栃木県 42.2%)となっている。栃木県は全国と比べると 2 次産業の割合が高くなっており、小山市は栃木県のなかでは 2 次産業の割合が低いが、その内訳については、食料品が 22.2% と最も高く、電気機械(17.9%)、鉄鋼(15.2%)が続いている。

小山市の就業者数の割合については、1 次産業は 3.9%(栃木県:5.6%)、2 次産業は 31.6%(栃木県:30.7%)、3 次産業は 59.4%(栃木県:59.6%)となっている。2 次産業では、製造業が 24.7% と最も多く、次いで建設業が 6.9%となっている。

小山市の産業別就業者数については、1 次産業は一貫して減少を続けており、1970 年(昭和 45 年)には 15,610 人(29.2%)であったが、2010 年(平成 22 年)には 3,087

人(3.9%)まで減少した。2次産業は、1995年(平成7年)の30,035人(38.5%)をピークに減少を続けている。また、3次産業は、2005年(平成17年)の48,014人(60.5%)をピークに減少に転じている。

生産(付加価値額)を分配(所得)で除した地域経済循環率は、地域経済の自立度を示しており、値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。小山市の地域経済循環率は92.4%で、栃木県全体の101.1%より低くなっている。

次に、小山市の一人当たりの付加価値額を確認すると1次産業は304万円となっており、栃木県の平均(251万円)より高くなっている。一方、2次産業は615万円となっており、栃木県の平均(1,037万円)より大幅に低い金額に留まっている。3次産業は733万円となっており、栃木県の平均(739万円)とほぼ同水準の金額となっている。

また、小山市の雇用所得は437万円であり、栃木県の平均(466万円)より低い水準となっている。

2014年(平成26年)の小山市の産業別売上金額を確認すると、製造業が717,866百万円と最も高く、卸売業・小売業(521,639百万円)、サービス業(他に分類されないもの)(46,256百万円)、建設業(43,016百万円)と続いている。上位2業種の製造業、卸売業・小売業で全体の80%以上を占めており、小山市にとって重要な産業となっている。

小山市の製造業事業所数推移を確認すると、栃木県全体と同様に減少傾向であることが分かる。2014年における小山市の製造業の事業所数については、前年比1.9%増の271事業所となっている。

小山市の製造品出荷額の推移を確認すると、バブルが崩壊した1992年以降は、ITバブル崩壊やリーマンショックによる突発的な落ち込みはあるものの概ね横ばい傾向であり、2012年から2014年の直近3年は増加している。栃木県全体の製品出荷額と比較すると、ITバブル崩壊やリーマンショックの影響を強く受けたことが分かるが、これは情報通信機械器具製造業の割合が高かったことに起因すると考えられる。

上述の人口構造、産業構造をふまえ、小山市では、中小企業支援策として「工業振興奨励金制度」、「ISO等認証取得支援事業補助金制度」、「工業所有権取得支援事業補助金制度」、「ものづくり人材育成事業助成金制度」、「中小企業販路開拓事業助成金制度」等の施策により、中小企業を支援しており、製品出荷額こそ県内3位だが、労働生産性は県内11位と低いことから、労働生産性を高めることが課題となっている。また、中小企業が小山市に望む支援策として、補助金、新增設時の固定資産税の減免が求められていることから、今回の中小企業等経営強化法に積極的に取り組むこととした。

(2) 目標

小山市は、先端設備等導入計画の認定数を10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小山市は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。ただし、直接、雇用の安定につながらない事業用太陽光発電設備は、本計画の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

小山市は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

小山市は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納していないことを本計画への申請の条件とする。
- ・その他市長が不相当と認める場合は本計画の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。